

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成20年11月20日(2008.11.20)

【公表番号】特表2008-519018(P2008-519018A)
 【公表日】平成20年6月5日(2008.6.5)
 【年通号数】公開・登録公報2008-022
 【出願番号】特願2007-539628(P2007-539628)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 35/74 (2006.01)

A 6 1 P 9/10 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 35/74 A

A 6 1 P 9/10

【手続補正書】

【提出日】平成20年9月30日(2008.9.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

個体におけるアテローム硬化性疾患治療用の、又は個体におけるアテローム硬化性疾患再発リスクの予防、遅延、若しくは低減用の薬剤の製造における細菌組成物の使用。

【請求項2】

前記細菌組成物が一以上の腸内細菌を含む、請求項1に記載の使用。

【請求項3】

前記細菌組成物が一以上のラクトバチルス属(Lactobacilli: 乳酸桿菌)の菌種、大腸菌(E. coli)、及びビフィドバクテリウム属(Bifidobacteria: ビフィズス菌)の菌種、並びにストレプトコッカス属(Streptococcal: 連鎖球菌)の菌種を含む、請求項1又は2に記載の使用。

【請求項4】

前記細菌組成物がL.プラントルム(L. plantarum)、L.ロイテリ(L. reuteri)、L.ブルガリカス(L. bulgaricus)、ラクトバチルス GG (Lactobacillus GG)、L.アシドフィラス(L. acidophilus)、L.カゼイ(L. casei)、L.フェルメンタム(L. fermentum)、L.ガゼリ(L. gasserii)、L.ジョンソニ(L. johnsonii)、L.ラクティス(L. lactis)、L.パラカゼイ(L. paracasei)、L.プラントルム(L. plantarum)、L.ラムノーザ(L. rhamnosus)、及びL.サリバリウス(L. salivarius)のうち一以上を含む、請求項3に記載の使用。

【請求項5】

前記細菌組成物がL.アシドフィラス、L.カゼイ カゼイ(L. casei casei)、及びL. カゼイ ラムノーザ(L. casei rhamnosus)を含む、請求項4に記載の使用。

【請求項6】

前記細菌組成物がB.ビフィダム(B. bifidum)、B.ブレーベ(B. breve)、B.ラクティス(B. lactis)、B.ロンガム(B. longum)、及びB.インファンティス(B. infantis)のうち一以上を含む、請求項3に記載の使用。

【請求項7】

前記細菌組成物がS.サーモフィルス(S. thermophilus)を含む、請求項3に記載の使用。

【請求項 8】

前記細菌組成物が $10^6 \sim 10^{10}$ 個の細胞を含む、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 9】

前記個体がアテローム硬化性疾患の病歴を有する、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 10】

前記個体が以前にアテローム硬化性疾患の治療を受けたことがある、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 11】

前記個体がアテローム硬化性疾患を治癒した個体である、請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 12】

前記個体が高レベルの血清中アブザイムを有する、請求項 1 ~ 11 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 13】

前記個体が通常の上清中アブザイムレベルを有する、請求項 1 ~ 11 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 14】

前記治療が、さらに、細菌組成物を投与する前に前記個体の心臓血管系におけるアブザイム活性のレベルを低減することを含む、請求項 1 ~ 13 のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 15】

前記アブザイム活性のレベルがアブザイム阻害剤の投与によって低減される、請求項 14 に記載の使用。

【請求項 16】

アブザイム阻害剤がメシル酸デスフェリオキサミン、ヘム誘導体、ペニシラミン、チオプロニン、二塩酸トリエンチン、ジエチルジチオカルバミン酸、エデト酸 2 ナトリウム / 3 ナトリウム、アセチルサリチル酸、エデト酸、ユニチオール、トコフェロール、カテキン、マンニトール、アジスロマイシン、シリジアニン、又はアスコルビン酸である、請求項 15 に記載の使用。

【請求項 17】

前記治療が細菌組成物の投与前に前記個体の脈管系におけるアブザイム活性を測定することを含む、請求項 1 ~ 16 のいずれか一項に記載の使用。